

G o T o E a t 利用促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 G o T o E a t 利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、農林水産省が実施するG o T o E a t キャンペーン事業の期間延長に伴い、本県のグリーン・ゾーン認証施設の一層の利用促進を図るため、G o T o E a t キャンペーン山梨県事務局（以下「山梨県事務局」という。）が行う広報事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付対象)

第3条 本補助金は、補助事業に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち、必要かつ適当と認められるものについて交付する。

(補助事業の実施期間)

第4条 事業実施期間は、知事が第6条の規定に基づく交付決定を行った日から、交付決定をした日の属する年度の3月31日までとする。

(補助金交付の申請)

第5条 山梨県事務局の代表事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 山梨県事務局の代表事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書に掲げる補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止・廃止承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第8条 山梨県事務局の代表事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 山梨県事務局の代表事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。
- 2 山梨県事務局の代表事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第10条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第6号)により山梨県事務局の代表事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、山梨県事務局の代表事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える広報費に係る委託費が農林水産省から交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納

付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第11条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、請求書(様式第7号)により支払うものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、山梨県事務局の代表事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 2 山梨県事務局の代表事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12条 山梨県事務局の代表事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第13条 知事は、第7条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 山梨県事務局が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 山梨県事務局が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 山梨県事務局が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 山梨県事務局が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

(書類の保管)

- 第14条 山梨県事務局の代表事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事

業完了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月18日から施行し、令和3年3月31日にその効力を失う。
ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 3 条関係)

経費区分	内 容	費 目
広報費	<p>1. 交付対象 山梨県事務局が行う販売期間等の延長に伴って必要となる広報活動に要する経費</p> <p>2. 補助率 10 / 10</p> <p>3. 補助金の限度額 6, 600 千円</p>	<ul style="list-style-type: none">・印刷製本費 (広報チラシ、ポスター等の印刷代)・通信運搬費 (郵便料、送料、電信電話料、運搬料等)・広告料 (新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広告料)

様式第 1 号

第 号
令和 3 年 月 日

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

G o T o E a t 利用促進事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、G o T o E a t 利用促進事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金)
- 2 補助事業の内容及び経費 別紙 1 のとおり
- 3 事業完了予定日 令和 3 年 月 日

別紙 1

G o T o E a t 利用促進事業費補助金補助事業の内容及び経費

○事業内容

事業期間	令和 3 年 月 日 ～ 令和 3 年 月 日
事業内容	

○経 費

経費区分	内容 (費目)	交付申請額	積算内訳
広報費	印刷製本費	円	
	通信運搬費	円	
	広 告 料	円	
合 計		円	

殿

山梨県知事

印

G o T o E a t 利用促進事業費補助金交付決定通知書

令和 3 年 月 日に申請のあった G o T o E a t 利用促進事業費補助金については、G o T o E a t 利用促進事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 3 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 この補助金は、交付要綱に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20% 以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき

イ 補助金を本事業以外の用途への使用をしたとき

ウ 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき

エ 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、第5項(1)のエに規定する場合を除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に關係書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

様式第3号

第 号
令和3年 月 日

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

G o T o E a t 利用促進事業費補助金事業変更承認申請書

令和3年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、G o T o E a t 利用促進事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更後の内容が分かる書類を添付すること。

様式第 4 号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

G o T o E a t 利用促進事業費補助金事業中止・廃止承認申請書

令和 3 年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり事業を中止・廃止したいので、G o T o E a t 利用促進事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 号の規定により、次のとおり申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止年月日

※参考となる書類を添付すること。

様式第 5 号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

G o T o E a t 利用促進事業費補助金実績報告書

令和 3 年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、G o T o E a t 利用促進事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 概算払受領年月日 令和 3 年 月 日
- 3 概算払受領金額 金 円
- 4 添付書類
(1) 補助事業の実績及び経費 別紙 2 のとおり
(2) その他知事が必要と認める書類

別紙 2

G o T o E a t 利用促進事業費補助金補助事業の実績及び経費

○事業実績

事業期間	令和 3 年 月 日 ~ 令和 3 年 月 日
事業内容	

○経 費

経費区分	内容 (費目)	交付決定額	決算額	積算内訳
広報費	印刷製本費	円	円	
	通信運搬費	円	円	
	広 告 料	円	円	
合 計		円	円	/

様式第 6 号

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

G o T o E a t 利用促進事業費補助金額の確定通知書

令和 3 年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、G o T o E a t 利用促進事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確 定 額 金 円

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

G o T o E a t 利用促進事業費補助金請求書

このことについて、次のとおり請求します。

1 精算払請求額 金 円

交付確定額	概算払受領額	今回請求額
金 円	金 円	金 円

2 支払方法

口座振替	振込先金融機関名	
	口座の種別・番号	当座 ・ 普通 No.
	(フリガナ)	
	口座名義	

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

G o T o E a t 利用促進事業費補助金概算払請求書

令和 3 年 月 日付 第 号で交付決定のあった G o T o E a t 利
用促進事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

補助金交付 決定額 ①	既 概 算 払 受 領 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算払 請求額 ④	備 考

2 概算払請求の理由

3 支払方法

口座振替	振込先金融機関名	
	口座の種別・番号	当座 ・ 普通 No.
	(フリガナ)	
	口座名義	

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

消費税仕入税額控除適用報告書

令和3年 月 日付 第 号により交付決定及び確定通知があったG o T o E a t利用促進事業費補助金について、G o T o E a t利用促進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

※その他参考となる資料を添付してください。